

食品営業に必要な許可等一覧 (早見表)

食品を製造・加工・販売する場合は、原則として保健所への許可又は届出が必要です。

既に飲食店営業等の営業許可を取得している場合でも、製造・加工する食品や、販売方法等によっては、別の許可等が必要となる場合があります。

食品営業に必要な主な許可等については、以下の表をご参照ください。

製造・加工・販売する食品またはその行為	必要な許可等 (例) ※
米、野菜、果物の販売 (仕入品の販売) ※農家の自家栽培品の販売は、許可及び営業届出の対象外	営業届出
鮮魚介類の加工 (下処理、切身、むき身、刺身への加工) 、販売 (容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合は、営業届出の対象)	魚介類販売業
水産製品 (しらす、ちりめんじゃこ、ゆでだこ、ゆでがに、魚の干物、魚介類燻製、魚介類塩辛、生食用冷凍鮮魚介類、魚肉練り製品等) の製造	水産製品製造業
海藻乾燥品、海藻塩蔵品の製造 ※海藻を調味して佃煮等にした場合はそうざいになります。	営業届出
漁業者が採捕した魚介類を無加工のまま自ら販売	許可・届出不要
牛肉、豚肉、鶏肉などの細切、販売 (容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合は、営業届出の対象)	食肉販売業
食肉製品 (ハム、ソーセージ、ベーコン、煮豚、焼豚、ローストビーフ、ローストチキン等) の製造 (食肉製品を除く) 煮物、焼物、蒸し物、揚げ物、あえ物などのそうざい、弁当、おせち等の製造	食肉製品製造業 そうざい製造業
漬物 (たくあん、梅干し、水ナス漬け、キムチなど) の製造	漬物製造業
和菓子、洋菓子、パン類、中華まんじゅう等の製造	菓子製造業
アイスクリーム類、氷菓 (アイスキャンディー、かき氷など) の製造	アイスクリーム製造業
ヨーグルト、クリーム、バター、チーズなどの乳製品	乳製品製造業
うどん、そば、中華麺など (乾麺、ゆで麺) の製造	麺類製造業
豆腐、油揚げの製造	豆腐製造業
みそ、しょうゆの製造	みそ・しょうゆ製造業
緑茶飲料、ジュース、ミネラルウォーターなどの清涼飲料水の製造	清涼飲料水製造業
ビール、日本酒、ワイン、蒸留酒の製造	酒類製造業
密封包装し、保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの※ (例: ドレッシング、焼肉のたれ、農産物瓶詰、レトルトパウチの調味料) ※他の許可が必要な食品、粉末・顆粒状の食品を除く。	密封包装食品製造業
菓子、水産製品、食肉製品などを仕入れ、小分け包装して販売	食品の小分け業
冷蔵又は冷凍保存が必要な食品を仕入れて販売 消費期限の表示がされた食品の販売	営業届出

※例示以外の許可でも列記した食品を製造できる場合がありますので、判断に困る場合はお問い合わせください。

お問い合わせ先 大阪府岸和田保健所 衛生課 TEL: 072-422-5683